

○牛久市市民活動災害補償制度実施要綱

平成19年2月16日

告示第12号

(目的)

第1条 この要綱は、市内に活動の拠点を置く市民団体の市民活動中の事故について、市民活動災害補償制度（以下「制度」という。）をもってこれを補てんすることにより、市民活動の健全な発展を図るとともに、地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体 市民活動を行うことを目的として自主的に構成された団体で、主な活動拠点が市内にあり、かつ、構成員が5人以上で組織された団体をいう。ただし、当該団体の構成員の70パーセント以上が本市に住所を有するもの又は本市に通勤若しくは通学しているものに限る。
- (2) 市民活動 市民団体が行う社会的課題に自主的に取り組む活動又は生涯学習活動（宿泊を伴うものを含む。）のうち対価を得ずに自由意志のもとに行うもので、おおむね別表第1に定めるもの並びに市、市が出資した法人及びこれに準ずる団体の主催事業又は共催事業（別表第1において「市等開催事業」という。）をいう。
- (3) 指導者 市民団体において、市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者（無報酬の場合又は交通費程度の実費を受領する場合に限る。）をいう。
- (4) スタッフ 市民活動の運営に従事する市民団体の構成員又は指導者の補助員等をいう。
- (5) 参加者 市民活動に直接参加する者をいう。
- (6) 賠償補償対象者 市、市が出資した法人又はこれに準ずる団体、市民団体、市民活動の指導者及びスタッフをいう。
- (7) 傷害補償対象者 市民活動中の指導者、スタッフ及び参加者をいう。

（一部改正〔平成20年告示6号〕）

(保険契約)

第3条 市長は、制度を実施運営するために、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と損害保険契約（以下「保険契約」という。）を締結するものとする。

(対象事故)

第4条 制度の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

(1) 賠償責任事故 市民活動中（指導者若しくはスタッフ（以下「指導者等」という。）が定めた集合出発又は解散場所と指導者等の住所との通常の経路の往復を含む。以下同じ。）に、市民活動中の参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、賠償補償対象者が法律上の賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故 市民活動中（名簿にあらかじめ氏名等を記載した者に限る。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故で傷害補償対象者が死亡し、又は負傷した事故をいう。

（一部改正〔平成20年告示6号〕）

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、制度による対象としない。

(1) 賠償責任事故

ア 賠償補償対象者の故意により発生した事故

イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうにより発生した事故

ウ 地震、噴火、洪水、津波その他の自然現象により発生した事故

エ 賠償補償対象者が同居の親族に対して発生した事故

オ 賠償補償対象者が占有し、使用し、若しくは管理する車両又は動物に起因して発生した事故

カ 施設の建設、改造、修理等の工事に起因して発生した事故

(2) 傷害事故

ア 傷害補償対象者の故意により発生した事故

イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうにより発生した事故

ウ 地震、噴火、洪水、津波その他の自然現象により発生した事故

エ 傷害補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失による事故

オ 傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故

カ 山岳登坂（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものに限る。）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険なスポーツに参加している最中の事故

キ 他覚症状のないむち打ち症又は腰痛

ク 傷害補償対象者の無資格運転、酒酔い運転等の違法行為による事故

- (3) 第3条に規定する保険契約に係る保険約款及び各種特約条項において免責とされる事故

(一部改正〔平成20年告示6号〕)

(賠償責任事故の補償金限度額)

第6条 保険による賠償責任事故に係るてん補の限度額は、損害賠償金及び保険会社が認め  
た費用につき、別表第2に定める額とする。

(傷害事故の補償金額)

第7条 傷害事故に係る補償の額は、次の各号に掲げる補償の区分に応じ、当該各号に定め  
るとおりとする。

- (1) 死亡補償 傷害補償対象者が傷害事故を原因として、当該事故の日から180日以  
内に死亡したときは、その者の法定相続人に対し、500万円。ただし、熱中症、日射  
病又は細菌性食中毒による事故については、300万円
- (2) 後遺障害補償 傷害補償対象者が傷害事故を原因として、当該事故の日から180  
日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対して、500万円を限度として、障害の  
程度に応じて保険契約に係る約款に定める率を乗じた額。ただし、熱中症、日射病又は  
細菌性食中毒による事故については、300万円を限度として障害の程度に応じて保険  
契約に係る約款に定める率を乗じた額
- (3) 入院補償 傷害補償対象者が傷害事故を原因として、日常の業務に従事すること又  
は日常の生活ができなくなり、その治療のため入院をしたときは、その者に対し、入院  
日数に応じて当該傷害事故の日から180日を限度として、入院1日につき4,000  
円
- (4) 手術補償 前号に規定する入院補償が支払われる場合において、その傷害の治療の  
ため手術を受けたときは、4,000円に手術の種類に応じて保険契約に係る約款に定  
める倍率を乗じた額
- (5) 通院補償 傷害補償対象者が傷害事故を原因として、日常の業務に従事すること又  
は日常の生活ができなくなり、その治療のため通院をしたときは、その者に対し、通院  
日数に応じて当該傷害事故の日から180日までの間において、90日を限度として、  
通院1日につき2,000円

(一部改正〔平成20年告示6号・令和8年22号〕)

(事故報告)

第8条 賠償補償対象者及び傷害補償対象者（以下「補償対象者」という。）は、賠償事故又は傷害事故（賠償事故及び傷害事故が同時に発生した場合を含む。）が発生したと思われるときは、牛久市市民活動災害補償事故報告書（様式第1号）に必要事項を記載し、事故発生日から14日以内に市長に報告しなければならない。

（事実関係の確認等）

第9条 市長は、前条の報告がなされたときは、当該事故が市民活動中のものであるか審査するものとする。

2 市長は、当該事故の事実関係に疑義があるときは、牛久市市民活動事故判定委員会（以下「事故判定委員会」という。）に調査を求めるものとする。

3 事故判定委員会に関することは市長が別に定める。

（事故証明書）

第10条 市長は、前条の規定により審査し、制度の対象となる事故であると認めたときは、速やかに前項の市民活動事故発生報告書の写し及び牛久市市民活動災害補償制度事故証明書（様式第2号。以下「事故証明書」という。）を保険会社に、事故証明書の写しを補償対象者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により審査し、制度の対象となる事故ではないと認めたときは、牛久市市民活動災害補償制度事故審査回答書（様式第3号）を補償対象者に通知するものとする。

（補償金の請求）

第11条 賠償責任事故に係る請求は、賠償補償対象者が被害者との間に生じた損害賠償責任に係る法律上の問題を解決した後、保険会社の指定する様式により請求するものとする。

2 傷害事故に係る請求は、死亡補償にあつては死亡した傷害補償対象者の法定相続人が、傷害に係る補償にあつては当該負傷者が、保険会社の指定する様式に必要な書類を添付し市に請求するものとする。この場合において、後遺障害補償に係る補償金の請求は当該障害の症状が固定した後に、入院補償、手術補償及び通院補償に係る補償金の請求は入院又は通院が終了した後に請求するものとする。

（一部改正〔平成20年告示6号・22年30号〕）

（支払方法）

第12条 保険会社は、保険金を支払うときは、請求者が指定した金融機関の口座に直接振り込むものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成20年告示6号〕)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 保険契約のために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成20年告示第6号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年告示第30号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年告示第22号)

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の牛久市市民活動災害補償制度実施要綱第7条の規定は、令和8年度の保険契約の効力発生の時以後に発生した事故に係る補償について適用し、同保険契約の効力発生の時前に発生した事故に係る補償については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

(一部改正〔平成20年告示6号〕)

分野名	具体例
行政区(自治会)活動	盆踊り 町内会祭り 防災訓練 防犯 老人会
福祉活動	移送サービス お話し 介護 手話 保育 傾聴 折り紙 朗読 心のケア 点訳 要約筆記 ガイドヘルプ
文化活動	合唱 邦楽 謡曲 詩吟 演劇 短歌 俳句 絵画 版画 茶道 書道 華道 舞踊 ダンス 盆栽 天体観測 読書会 コンサート 映画上映
社会教育活動	社会見学 講座 講演会 講習会 研修会 学習会 展示会
青少年育成、幼児教育活動	子ども会 ボーイスカウト ガールスカウト 非行防止パトロール 虐待防止

PTA活動	役員会 研修会 バザー 奉仕活動
スポーツレクリエーション活動	指導者のみ対象とする。ただし、市等開催事業に参加する場合にあつては、指導者、スタッフ及び参加者を対象とする。
その他ボランティア活動	道路公園河川等公共施設の清掃と草刈り お便りボランティア 男女共同参画事業 通訳 国際交流 街頭募金 リサイクル 託児 平和 環境保全 自然保護 防犯 海外協力
上記のほか、これらに類するものは市民活動とみなす。	

別表第2（第6条関係）

種別	限度額	備考
身体賠償	1名当たり最高1億円 1事故当たり最高3億円	生産物事故に限り、保険期間中の限度額3億円
財物賠償	1事故当たり最高1億円	生産物事故に限り、保険期間中の限度額1億円
保管者賠償	1事故当たり最高300万円	保険期間中の限度額300万円
人格権侵害	1事故当たり最高200万円	保険期間中の限度額200万円

様式第1号（第8条関係）

牛久市市民活動災害補償事故報告書

年 月 日

牛久市長

氏名(代表者)  
団体名(団体のみ)  
住所  
電話 ( )

牛久市市民活動災害補償制度実施要綱第8条の規定に基づき報告します。

事故種別	<input type="checkbox"/> 賠償事故 <input type="checkbox"/> 傷害事故		
活動者	住所	生年月日	年 月 日 ( 歳)
	フリガナ	電話	( )
	氏名	性別	男 ・ 女
親権者 (活動者が未成年の場合)	住所	生年月日	年 月 日 ( 歳)
	フリガナ	電話	( )
	氏名	活動者との関係 ( )	
事故発生日時	年 月 日 ( ) 午前 時 分頃 午後		
事故発生場所	所在地	施設名	
事故発生時の活動内容			
事故発生状況 (詳細に記入してください)	..... ..... ..... .....		
傷害事故	傷害の部位及び傷病名		
	治療期間	入院	年 月 日～ 年 月 日(延日) 見込・確定
		通院	年 月 日～ 年 月 日(延日) 見込・確定
	医療機関	医療機関名 (医師名: )	
所在地		電話 ( )	

※賠償事故は裏面にご記入ください。

賠償事故					
事故の相手方	住所	生年月日 年 月 日生( 歳)			
	フリガナ	電話	( )		
	氏名	性別	男 ・ 女		
警察への届出	<input type="checkbox"/> なし				
	<input type="checkbox"/> あり [警察署名 ] [届出日 年 月 日]				
他の損害保険契約	会社名	証券番号	種目・特約	限度額	免責金額
他人の財物に損害を与えた場合					
財物名	購入時期 年 月頃				
損害額	円 (見込 ・ 確定)				
修理先	住所				
	名称	電話	( )		
他人の身体に傷害を与えた場合					
受傷部位					
治療期間	入院	年 月 日	～	年 月 日	(延 日間)
	退院	年 月 日	～	年 月 日	(延 日間)
症状					
医療機関	医療機関名 (医師名 :	)			
	所在地	電話	( )		

※ 下記の欄には記入しないでください。

報告書受理 年 月 日	・	・	市民活動課 受理年月日	・	・	判定委員会開催 の有 無
報告書受理者 所属職氏名			適用欄			有 ・ 無

様式第2号（第10条関係）

牛久市市民活動災害補償制度事故証明書

年 月 日

御中

牛久市長

年 月 日に報告があった次の者の事故については、牛久市市民活動災害補償制度実施要綱第4条に規定する対象事故と認め証明いたします。

事故種類	<input type="checkbox"/> 賠償事故		<input type="checkbox"/> 傷害事故	
活動者 (負傷者)	団体名(団体構成員の場合)		代表者氏名	
	住所	〒 _____ 電話 ( )		
	フリガナ 氏名	-----		
	生年月日	年 月 日( 歳)	性別	男 ・ 女
親権者 (活動者が未成年者の場合)	住所	〒 _____ 電話 ( )		
	フリガナ 氏名	-----		活動者との関係 ( )
	生年月日	年 月 日( 歳)		
事故発生日時	年 月 日( ) 午前 ・ 午後 時 分頃			
添付書類	1 牛久市市民活動事故発生報告書 (写し)			
備考				

様式第3号（第10条関係）

牛久市市民活動災害補償制度事故審査回答書

年 月 日

様

牛久市長

年 月 日に報告があった次の者の事故については、牛久市市民活動災害補償制度実施要綱第4条に規定する対象事故と認められないのでその旨回答いたします。

(理由)

様式第1号（第8条関係）

様式第2号（第10条関係）

様式第3号（第10条関係）